

執行機関の附属機関に関する条例（昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号）＜抜粋＞

（設置）

第 2 条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、本市に次の執行機関の附属機関を置く。

別表（第 2 条関係）

1 市長の附属機関

附属機関の名称	担任する事務
羽曳野市地域密着型サービス事業者選定委員会	地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を行う事業者の公募基準の作成及び選定についての審査等に関する事項